

国立研究開発法人産業技術総合研究所役員災害補償規程

制定 平成17年4月1日 17規程第18号
最終改正 平成27年3月9日 26規程第71号 一部改正

(趣旨)

第1条 この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の役員¹の業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡に対して研究所が行う補償（以下「役員災害補償」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(役員災害補償)

第2条 研究所は、役員¹の業務上の事由又は通勤による負傷、障害又は死亡について、当該役員又は当該遺族²に対し、次に掲げる役員災害補償を行う。

一 遺族・後遺障害補償

二 入院補償

三 通院補償

四 その他、研究所が加入した障害保険の約款に基づき保険金が支払われる補償

2 研究所は、前項の役員災害補償を第6条の規定により研究所が加入した傷害保険の契約（以下単に「契約」という。）に基づいて行う。ただし、研究所が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(遺族・後遺障害補償)

第3条 研究所は、役員¹の死亡が業務上の事由又は通勤による場合は、当該遺族²に対し、5,000万円を遺族補償として支給する。

2 研究所は、役員¹が業務上の事由又は通勤による負傷が治癒した場合において、身体に障害が存するときは、当該役員¹に対して、その障害の程度に応じ、前項の規定における遺族補償の範囲内の額を後遺障害補償金として支給する。

3 第1項の規定に関わらず、当該役員¹が前項の後遺障害補償金を支給された後、当該後遺障害補償金を支給されることとなった負傷が再発し死亡した場合には、第1項の規定に基づき支給すべき遺族補償の額から第2項の規定に基づき支給した額を差し引いた額を遺族補償として支給する。

(入院補償)

第4条 研究所は、役員¹が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害のため入院した場合は、当該役員¹に対して、1日当たり1万円を入院補償として支給する。

(通院補償)

第5条 研究所は、役員¹が業務上の事由又は通勤による負傷又は障害の治療のため通院した場

合は、当該役員に対して、1日当たり5,000円を通院補償として支給する。

(遺族の範囲及び順位)

第6条 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第45条までの規定は、第3条の遺族の範囲及び順位について準用する。

(傷害保険)

第7条 研究所は、役員災害補償に備えるため、役員を被保険者とする傷害保険（以下「傷害保険」という。）に加入する。

2 傷害保険の保険金の受取人は研究所とし、研究所は当該保険金を役員災害補償に充てるものとする。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（26規程第58号・一部改正）

この規程は、平成26年10月23日から施行する。

附 則（26規程第71号・一部改正）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。